

業務における『地域の守り手』確保のための 多様な発注方式の活用に関する研究

1. はじめに

令和元年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」改正により、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。））及び設計の業務（以下「業務」という。）が品確法の対象に位置付けられ、業務においても、多様な発注方式の活用等による品質確保が重要な課題となっています。業務は、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式を適用しています。平成26年の品確法改正後、工事においては技術提案・交渉方式、災害復旧における随意契約・指名競争入札、フレームワーク方式等を活用する一方、業務における多様な発注方式の活用事例は少ないのが現状です。

本稿は、業務における『地域の守り手』を確保する上での課題を踏まえ、多様な発注方式の活用に関する研究を紹介します。

2. 業務発注における課題

(1) 基礎データを収集する業務での価格競争

業務におけるプロポーザル方式は、ガイドラインの発注方式選定表に基づき、高度な知識、構想力・応用力が必要となる業務に適用します。一方で、地域企業が担うことが多い現地作業を伴う業務や、地域特性への理解が必要となる業務は、主に総合評価落札方式や価格競争方式を適用し、標準的な現地測量、用地測量、ボーリング調査、地下水調査、水文観測、施設点検調査、台帳作成等の業務は、発注方式選定表では、価格競争方式に位置付けられています。そのため、後工程の設計、工事等の品質確保、生産性向上にあたり、重要となる基礎データを収集する業務で、価格競争方式を適用することが多く、これらの業務の品質確保

や担い手確保が課題となっています。

(2) 業務発注の包括化と地域企業の受注機会確保

業務は、契約毎の審査書類、技術提案書の作成・審査を基本とし、プロポーザル方式、総合評価落札方式を中心に受発注者双方の発注事務負担が課題となっています。そのため、近年、複数業務を一つの契約で行う包括発注が増加しており、業務の発注規模は年々拡大しています（図-1）。例えば、橋梁点検業務は、事務所管内の複数の橋梁点検を通年又は複数年で包括発注するのが一般的です（図-2）。業務の発注規模の拡大に伴い、全国で業務を行う広域企業の受注割合が増え、地域企業の受注機会確保が課題となります（図-3）。

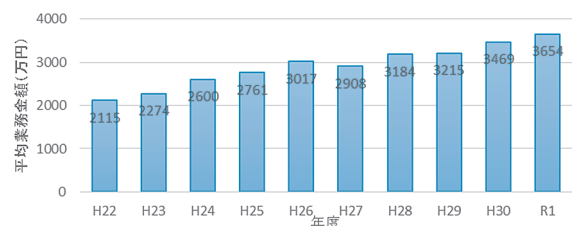


図-1 業務の平均発注金額（土木）の経年変化

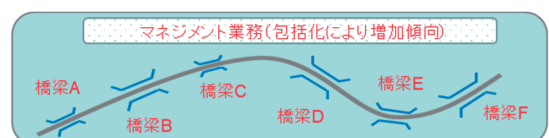


図-2 橋梁点検業務の発注ロット設定例

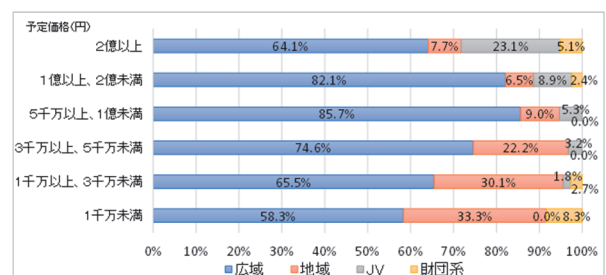


図-3 業務の発注規模と受注者属性

(3) 施工中のリスク発現を抑える発注方式の活用

公共工事には、土質・地質、地元・関係機関協議、地中埋設物、現場状況の相違等、様々なリスクがあります。平成26年の品確法改正により規定された技術提案・交渉方式は、施工者が設計段階から関与し、工事のリスクに対処できる方式です。例えば、技術提案・交渉方式を活用した橋梁

研究コラム

補修工事では、工事着手前の追加調査等により、発注図面に無い損傷、設計の想定と損傷範囲、工事の支障となる地中の止水壁や改良体の出現等のリスクに対処しました（表-1）。こうしたリスク発現を減らし、公共工事の品質確保や生産性向上を図るには、測量、調査、点検、診断、台帳作成等業務で、地中部等の不可視部を含めて、現地状況を精度よく記録し、後工程に信頼性の高い情報を引き継ぐことが重要です。

表-1 橋梁補修工事における技術提案・交渉方式適用例

名称	写真	実施状況	発現・対処リスク
A橋 床版取替外 工事		・施工手順変更、工程遅延リスク低減 ・施工性に優れた構造・工法採用 ・契約変更の考え方を仕様書に反映	・発注図面にない 損傷の追加補修 ・施工困難な設計
B橋 橋梁補修 工事		・試掘等追加調査、警察・河川協議実施 ・施工性・安全性に優れた構造採用 ・工事費増加、工期延長なく終了	・設計の想定と異なる 損傷範囲 ・施工困難な設計
C橋 耐震補強外 工事		・補強杭圧入から杭連結に工法変更 ・河川、添架管、軌道管理者等と協議 ・仮橋脚により施工ヤードを拡張	・発注図面にない 地中の強固な改良体 ⇒工法変更
D橋 耐震補強 工事		・止水壁撤去工を追加 ・効率的な仮橋脚構造・工法を採用 ・河川管理者との協議、運搬ルート変更	・発注図面にない 止水壁を発見 ⇒撤去工追加

3. 多様な発注方式の活用に向けて

(1) 地域特性を踏まえた検討でのプロポーザル方式の活用

令和元年改正の品確法運用指針では、「地域特性を踏まえた検討が必要となる業務において、プロポーザル方式により技術提案を求める。」こととなりました。例えば、橋梁点検業務は、発注方式選定表では、総合評価落札方式に区分され、「水中に存在する道路橋を点検する際の留意点」、「山間部で橋梁点検車を使用する場合の留意点」等、当該現場固有の知見によらず、類似現場での経験により提案できる評価テーマが設定されることが多くあります。橋梁点検業務の場合、季節・時間毎の構造部位への影響、現地作業での地域住民への配慮、機材設置やアクセスの容易性等、地域特性を踏まえた検討に関するプロポーザル方式の試行を検討しています。国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）は、地域特性を踏まえた検討でのプロポーザル方式の実施手法（適用対象、テーマ設定方法、評価方法等）について研究しています。

(2) 事業促進PPP方式の活用

事業促進PPP（Public-Private Partnership）方式は、東北の復興道路等の大規模災害復旧事業等で活用されています。一方で、河川管理施設監

理検討業務が各地の河川事務所で実施されており、維持管理段階でも事業促進PPPの活用ニーズがあります。維持管理段階の業務は、多様な工種、箇所分散、下請企業の活用等、包括発注が必ずしも効果的でない場合があります。そのため、地域企業の受注機会確保が課題となる包括発注によらず、事業促進PPPの受注者が、個別業務に対する指導・調整等を行うことで、発注者体制の確保と個別業務での地域企業の受注機会の確保を図ることができます。国総研は、維持管理段階等への事業促進PPPの適用範囲の拡大のあり方について研究しています。

(3) フレームワーク方式の活用

フレームワーク方式は、公募により選定した者に対し、所定期間の複数の個別業務・工事を簡易な方法で発注するもので、要件を満たす者は、次期以降のフレームワークにも継続的に参加できます。現在、国土交通省では、災害復旧等の不調・不落が発生しやすい工事で活用しているものの、英国等では、業務、物品調達にも広く適用しています。点検、観測、台帳作成等の業務にフレームワーク方式を適用することにより、受発注者の発注手続負担軽減、継続的な受注機会確保による企業の若手採用・資機材保有・新技術活用、経験の蓄積による品質確保等の効果が期待されます。国総研では、業務におけるフレームワーク方式の実施手法について研究しています。

4. おわりに

業務における多様な発注方式の活用に関する研究は、平成26年の品確法改正後の取組がある工事と比較して、試行事例や知見の蓄積が少ないのが現状です。国総研は、地方整備局等への導入支援、実施状況のフォローアップにより知見を蓄積し、業務における多様な発注方式の活用促進と改善に向けた研究を継続する予定です。

参考文献

- 令和3年度第1回発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会業務・マネジメント部会資料（令和4年2月）

国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター
社会資本マネジメント研究室長 中洲啓太
社会資本マネジメント研究室 主任研究官 大城秀彰
社会資本マネジメント研究室 研究官 森本恵美